

令和3年度 長崎地方最低賃金審議会 第3回専門部会議事要旨

1 日 時：令和3年8月6日（金） 午後1時22分～午後2時07分

2 場 所：長崎労働局 8階会議室

3 出席状況：公益：3名、労働者代表：3名、使用者代表：3名

4 議題

(1) 長崎県最低賃金の改正について

(2) その他

5 議事要旨

議題（1）について

冒頭、事務局より1月1日の指定発効の適否について、「公労使三者の合意がない中での大幅な延期はできない」旨説明した。

① 労働者側委員の意見

1月1日の指定発効の是非について協議したが、労側としては10月の発効にこだわるべきとの結論となった。

② 使用者側委員の意見

公益委員見解での採択に応じ、意思表示を行う。

③ 公益見解による採決及び専門部会報告書案の作成

労使と個別に協議し、公益見解を出して採決を実施することについて、双方の同意が得られたことから、公益委員が協議し「長崎県最低賃金の金額については、28円引き上げて、1時間821円にする」という専門部会報告書案を基に採決が行われ、5名が賛成、3名が反対の賛成多数で可決され、結審となった。

議題（2）について

事務局より次回以降の審議日程について説明した。

・第3回本審 8月6日（金）15:00～ 場所：長崎労働局8階会議室

・第4回本審（異議審）：8月24日（火）